

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

三重国民年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

自宅に来た国民年金保険料の集金人に、国民年金の加入手続を依頼し、未納となっている期間の保険料を支払った。この時、申立期間に係る領収書はもらえなかったことを覚えている。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に実施しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していた町においては、その当時申立人の国民年金保険料を集金していた集金人がいたことが確認できるほか、申立人は、保険料を納付した当時の状況を明確に記憶しており、申立期間の保険料を納付した時期について、婚姻して同町に転居して間もないころであると供述しているところ、申立人の戸籍等により、申立人が、その時期に婚姻し、同町に転入したことが確認できる上、国民年金への加入手続から保険料納付までの経緯及び保険料を納付した際の集金人とのやりとり等も具体的かつ詳細で、体験した者でなければ語りすることができないような迫真性があり、不自然な点も無く、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から52年3月まで
② 平成3年3月から5年3月まで
③ 平成5年5月及び同年6月

申立期間①については、自宅に電話連絡があり、納付されていない期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう言われた。金額が大きかったので一度に納付するのは無理だと言うと、分割で納付できると言われ、納付書を送ってもらって分割で納付した。

申立期間②及び③については、当時勤めていた会社から厚生年金保険に加入できると聞かされていたが、なかなか加入させてもらえなかったので、国民年金保険料を納付し始めた。この会社に勤務していた期間について納付記録が断続的になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付督促の電話を受けて、分割により遡及^{そきゆう}して保険料を納付したと主張しているが、督促の時期や、保険料の納付時期、納付した金額等は記憶していないとするなど、申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日や、当該記号番号がその夫と連番で払い出されていること、申立人及びその夫共に昭和52年4月29日の被保険者資格取得日となっていること等から判断して、同年5月ごろに行われたと推

認できるが、申立期間①の大部分は、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているため国民年金の任意加入対象期間となり、遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することができない期間である上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間①は未加入期間となっている上、市の被保険者名簿には、申立人の被用者年金の加入期間として「36.3.22～52.4.29」と記載されていることから、当時、昭和52年4月29日まで厚生年金保険に加入していたものとして取り扱われたものと考えられる。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②直前まで勤務していた事業所を退職後、別の事業所に勤務していたため、すぐには国民年金に加入しなかったとしているが、申立人に聴取しても、申立期間②に係る国民年金被保険者の資格取得手続を行った時期、国民年金保険料の納付方法等についての記憶は無い。

また、申立人は、申立期間②後の平成5年4月の国民年金保険料を同年10月に納付していることから、同年10月の時点で、市において納付可能な当該年度の現年度保険料から納付を開始したとも考えられる。

さらに、申立人が平成5年4月の保険料を納付した同年10月の時点では、申立期間②のうち3年3月から同年8月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに、申立期間②について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間③後の平成5年7月から同年9月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料について、それぞれ7年6月及び同年11月に過年度納付していることから、申立人は、同年6月以降、保険料の未納期間^{そきゅう}について遡及納付を行ったものと考えられるが、同年6月の時点において、申立期間③の保険料も過年度納付することは可能であった上、申立期間③の保険料は時効到来直前であったことを踏まえると、あえて申立期間③のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月1日から22年5月1日まで
② 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

昭和17年1月にC国で就職したが、終戦により日本に引き揚げて来た。21年8月にC国で勤務していた会社の上司からあっせんされ、同年9月1日にD社(現在は、A社)に就職し、55年3月31日に定年退職するまで同社で継続して勤務した。しかし、社会保険事務所(当時)から、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いとの回答があり納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社本社から提出された職員カード、同社B支店への照会結果及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社B支店で継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和23年9月及び同年12月における社会保険事務所の記録から、6,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日として届け

出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月及び同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記職員カード及び申立期間当時の同僚から提出されたA社の社員名簿（昭和 54 年 6 月現在）により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社本社から提出された厚生年金記録台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 22 年 5 月 1 日となっていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても同社の厚生年金保険の資格取得日は同日となっていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間①におけるD社の同僚であるとしている4人のうち、連絡の取れた3人に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月9日から44年3月31日まで

私は、昭和43年12月に長男を出産し、難産のためA社を退職した。当時、会社から厚生年金脱退の話は無く、脱退手当金をもらった記憶もないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、申立期間より長期間である4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人が勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年3月31日の前後2年以内に資格喪失した申立人以外の者28名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を除き3名と少ない上、脱退手当金を受給したとする同僚の一人は、「脱退手当金の受給申請をしたところ、事業所からもっていないからやめたほうがいいと言われたが子供の学費のために自ら社会保険事務所（当時）に赴き請求手続した。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C営業所における申立人の被保険者資格のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和36年6月21日）及び資格取得日（昭和36年9月21日）を取り消し、また、同社D営業所における申立期間②に係る資格取得日に係る記録を昭和56年7月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年6月21日から同年9月21日まで
② 昭和56年7月16日から同年8月16日まで

申立期間①について、私はA社C営業所から同社E工場で工場実習を受けていた。

申立期間②については、A社F営業所から同社D営業所に異動した時期である。

申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C営業所において昭和34年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年6月21日に資格を喪失後、同年9月21日に同社同営業所において再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び

同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「申立人が実習として工場に出向したとしても、当事業所において正社員として継続雇用されていたことは確かにであり、申立人の出向元であるC営業所において給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と供述している上、申立人の同時期にA社D営業所から同社E工場に工場実習に行ったとする同僚も同社D営業所で申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる関連資料が無く、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社で継続して勤務し（昭和56年7月16日に同社F営業所から同社D営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年8月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格取得日は昭和58年9月1日と認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月1日から同年9月21日まで

昭和50年5月1日にA社に入社し、現在も継続して勤務している。昭和58年9月1日にA社E工場（現在は、F社G工場）から同社B工場に異動したが、申立期間が空白期間となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F社G工場から提出された人事異動関連資料（労働組合と事業所との合意文書）、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間にA社B工場で継続して勤務（昭和58年9月1日にA社E工場から同社B工場に異動）していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外の期間においても、A社の各工場及び関連会社に異動しているが、申立期間以外については厚生年金保険被保険者記録が継続している上、C社D工場の総務担当者から、「申立人の当該事業所における資格取得日を昭和58年9月1日と社会保険事務所（当時）に届け出るところを同年9月21日と誤って届け出た。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和58年9月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年5月20日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月31日から同年8月1日まで

A事業所の資格喪失日について誤りがあったことから、同事業所から社会保険事務所（当時）に資格喪失訂正届を提出してもらった。しかし、申立期間については、年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年5月20日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された給与支給明細書、タイムカード及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間に当該事業所で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人の当該事業所における平成17年6月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から49年3月まで
20歳になってすぐに役場に行き、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は、村の委託で婦人会の役員が毎月、国民年金保険料を集金していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納められない期間である上、申立人に聴取しても、遡及して納付した記憶は無く、婦人会からの集金人も過年度、特例納付保険料を取り扱っていなかったとされており、旧A村（現在は、B市）の申立人の国民年金被保険者名簿においても、特例納付された形跡は無い。

さらに、申立期間当時、申立人の居住している地区の国民年金保険料の集金を行っていたとする申立人の知人に聴取したところ、当時、保険料の集金は役場から渡された被保険者名簿により行っていたが、申立人に係る保険料の集金を行っていたかについては覚えていないとしている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立人が保険料の集金対象者となっていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 821

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 44 年 5 月に会社を退職した後、役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたが、56 年 4 月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無いため、申立期間について、未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入期間であり、申立人は、昭和 56 年 4 月の時点で任意加入の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳によると、国民年金の被保険者でなくなった日として「昭和 56 年 4 月 1 日（申出）」と記載されている上、申立人が申立期間当時居住していた町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿においても、資格喪失年月日の欄に「56. 4. 1（申出）」と記載されており、同年 4 月 1 日に申出により資格喪失したことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から55年6月2日まで

前の会社を退職後、すぐにA社に入社し、自動車の塗装仕事をしていた。給与明細書は残っていないが、給与から健康保険料や厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に在籍していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に入社した時期を記憶している複数の同僚は、本人が記憶している入社時期の3か月後から10年後ぐらいに同社における厚生年金保険被保険者資格を取得している上、そのうちの一人の同僚は「入社した当時は数年間厚生年金保険に加入せずに国民年金に加入していた。当時、女性の社員は厚生年金保険に加入していない者が多かった。」と供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は平成18年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した元役員に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者原票は無い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和55年6月2日資格取得、平成5年2月20日離職となっており、申立期間における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月28日から29年2月1日まで
私は、A社を退職した翌日の昭和28年10月28日にB社に入社し継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社は平成14年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した同社の元役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも当時の記憶は曖昧であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、昭和29年2月1日資格取得、43年2月26日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同社の資格取得日は昭和29年2月1日と記録されており、これは、上記の被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 30 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 38 年 9 月 30 日から 39 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 30 日から 41 年 7 月 18 日まで
④ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A事業所で運転手の助手を、申立期間②についてはB社（現在は、C社）で灯油やガスの運搬をしていた。また、申立期間③については、D社で電気の配線工事を、申立期間④については、E社で運転手として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該同僚も、A事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所について法務局に照会したところ、当該名称の法人登記の記録は無かった。なお、同種の事業内容で類似の名称の事業所があったことから、当該事業所の閉鎖登記簿謄本に記載された当時の役員に照会したが、所在が判明しない上、オンライン記録によると、当該事業所も厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立期間②について、オンライン記録によると、昭和 47 年 2 月 3 日にB社は厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②について同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「申立人は従業員であったが、昭和47年2月3日に社会保険の適用となったため、申立期間②に係る厚生年金保険料は納付していない。」との回答があった。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間③について、D社における同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、昭和53年6月1日にD社は厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社で勤務していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、同僚の一人は、同事業所は厚生年金保険には入っていなかった旨供述している上、いずれの同僚も、同事業所において申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入しているほか、現在の代表取締役は、「昭和50年代に従業員が増えて厚生年金保険に入ったが、40年代は入っていなかったと思う。自分は国民年金に加入していた。」と供述している。

申立期間④について、E社の厚生年金保険被保険者原票において申立期間④に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、E社は平成21年6月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役の息子に、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明であるが、当時は半年から1年の試用期間があった。」との回答があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 12 日まで
申立期間については、会社のマイクロバスにより、駅からA社（現在は、B社）まで通勤して勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたことは覚えていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述等を得ることはできなかつた上、これらの同僚は、同社には多数のパート社員が勤務していた旨供述しているほか、申立期間直前まで同社の代表取締役であった者は「当時は、社員の7割以上はパート社員で、パート社員は厚生年金保険等の社会保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 49 年 10 月 21 日資格取得）から*番（昭和 50 年 4 月 21 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月11日から51年4月1日まで

私は、昭和50年10月11日からA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事発令の決裁文書により、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所に照会したところ、「当該事業所が保管している『厚生年金加入状況台帳写し』には、申立人の厚生年金保険の加入日は昭和51年4月1日となっている上、申立人は日給月給で働いていた方で厚生年金保険には加入させていなかったと当時の担当者から聞いている。」との回答があった。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同時期に資格取得した同僚10人のうち、事業主から提出された人事異動通知書により申立人と同職種の同僚7人について入社日を調査したところ、入社日の6か月、1年、1年2か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無い。

加えて、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録によると、昭和51

年4月1日資格取得、61年3月31日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月から 16 年 6 月まで
② 平成 16 年 7 月から 17 年 1 月まで
③ 平成 17 年 12 月から 18 年 2 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していた。申立期間については、それぞれ常勤で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及びA社への照会結果等により、申立人が、当該期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書からは、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、申立人は、A社において、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

また、申立期間①における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、同社から「資料が残っておらず、厚生年金保険への加入状況は不明であるが、申立人は、アルバイトであった。」との回答があった。

さらに、申立期間①当時、A社で勤務していた同僚は、当時はアルバイトだったと供述しているが、当該同僚も当該期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及びB社への照会結果等により、申立人が、当該期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書からは、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、申立人は、B社において、給与

から厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

また、申立期間②における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、同社から申立人は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答があった。

さらに、申立期間②当時、B社で勤務していた複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む。）に照会したところ、同僚の一人から、当時は厚生年金保険には加入していなかったとの供述があった。

申立期間③について、申立人から提出された給与明細書及びC社への照会結果等により、申立人が、当該期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書からは、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、申立人は、C社において、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを認識している。

また、申立期間③における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会したところ、同社から申立人は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答があった。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金及び国民健康保険に加入している上、国民年金については、申立期間①のうち平成16年3月から同年6月までは半額免除期間、申立期間②のうち同年10月から17年4月までは全額免除期間、申立期間③は全額免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年ごろから24年4月1日まで

私は終戦後、進駐軍の施設に勤めており、昭和24年4月1日からは申立期間とは別の進駐軍の施設に勤めていた。その時期の厚生年金保険の加入記録はあるので、A事業所で勤務していた申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚に照会したものの、当時のA事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A事業所に係る関連資料、同事業所における所有者への照会結果及び同僚の供述から、申立期間当時、当該事業所は進駐軍の施設として提供されていたとみられるが、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）及び進駐軍の施設に関する労務管理の資料を保管しているB県への照会結果により、進駐軍の施設の従業員に対する社会保険制度の適用は、昭和24年4月1日からとされていることから、申立期間は厚生年金保険の適用となる前の期間である。

さらに、オンライン記録によると、A事業所は昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
私の平成 17 年 4 月から同年 9 月までの A 社における月給は 25 万円であったが、社会保険事務所（当時）の回答では標準報酬月額が低額となっている。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成 17 年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額と A 社から提出された同年分の源泉徴収簿兼給料台帳における社会保険料の総額は一致している上、当該源泉徴収簿兼給料台帳によると、同年 6 月から同年 9 月までの厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているほか、同年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料控除額は、それぞれ 0 円、2,370 円であり、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づき算出した同保険料（6,828 円）より低い控除額になっていることが確認できる。

また、履歴事項全部証明書によると、申立期間当時における A 社の役員は、申立人（取締役）のほかに代表取締役と別の取締役（当該事業所では厚生年金保険に加入していない。）の計 3 人であるが、オンライン記録によると、

代表取締役の申立期間に係る標準報酬月額も申立人と同様の金額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 28 日から 46 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最後に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性 17 人のうち、脱退手当金の受給資格がある 4 人（当該事業所で資格喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、二人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日の約 1 か月後に脱退手当金の支給がなされている上、当該事業所に照会したところ、「退職者に対し脱退手当金を受け取るか否か確認しており、脱退手当金の請求手続についても本人から請求書類に必要事項の記入、捺印をしてもらった上で、会社から社会保険事務所に送付していた。」との回答があったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 4 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。